

前記執行委員會ノ決議ニ基キ能本委員長以下三十三名
ハ三月廿七日午前十一時二十分ヨリ本局ニ真田労働課長
ヲ訪問會見ノ上

能事ヨリ

①婦人補助車掌ノ勤務時間ヲ一時間延長セラレタリ

②運轉系統改善ニ依リ乗客ノ混雜ヲ減スル線アル

ニ付此等ノ変更セラレ度

③柳島線ニ於テ運轉中ノ電車ニシテ「ハンドブレーキ

」ヲ撤去セラレ度

④婦人車掌ノ乗務線ニ於テラフ「エアワー」ノ際増車セラ
レ度

⑤電車婦人車掌降車後ノ手當一割五分支給セラレタリ
等ノ項目ニ付嘆願セル處

之ニ對シ労働課長ヨリ

手當ノ問題ハ未ダ相談ニテ居ラ又本日ノ課長會議ニ諮リ

決定ニ回答スル他ノ問題ハ電車課長ニ相談セラレタイ

ト述ハ午後零時十五分會見ヲ了シ次いで中村電車課長ヲ
訪レ會見

能事ヨリ前記同様ノ項目ヲ嘆願セルニ同課長ヨリ

運轉系統改善問題ハ初耳ナル爲調査ノ上善處スル

「ハンドブレーキ」ハ法律ヲ制限セラレ即時撤廢ハ困難ナ
アル

時間延長ノ問題及増車ノ問題ハ調査研究ニテ見ルフトトス
ル

手當ノ問題ハ協議ノ上何分ノ返事ヲスル

ト答ハ午後零時五十分會見ヲ了シ一同ハ退出セリ

右及申(通)報候也